ＪＥＺＲ	131494	第三十八高豊丸	7. 5.16
ＪＧ5055	132843	北辰丸	7. 5.16
ＪＭ4109	120819	旭丸	7. 5.19
ＪＭ4111	120821	第三旭丸	7. 5.19
ＪＤ2568	140683	第3004いかり丸	7. 5.21
ＪＭ3543	116953	かもめ丸	7. 5.21
ＪＫ5479	134793	東央丸	7. 5.22
ＪＤ2283	140354	鶴明丸	7. 5.23
ＪＤ2100	140159	風神丸	7. 5.26
ＪＤ2112	140172	三泰丸	7. 5.27
ＪＥ3073	130533	うとう丸	7. 5.27
ＪＬ6377	135061	第十八長栄丸	7. 5.27
ＪＲＳＪ	131914	第三十一岬洋丸	7. 5.28
ＪＰＴＸ	137173	エネルギーフロンティア	7. 5.29
ＪＬ6479	135514	第七十八親力丸	7. 5.29
ＪＥ3090	132241	第三源榮丸	7. 6. 2
ＪＧ5558	136954	あらた	7. 6. 3
ＪＥＱＥ	127688	ふそう	7. 6. 4
ＪＭ6068	132626	第三十一勝丸	7. 6. 4
ＪＣＳＩ	130306	第十五東栄丸	7. 6. 5
ＪＦＺＱ	131101	第六東栄丸	7. 6. 5
ＪＫ4900	131784	さんよう	7. 6. 5
７ＪＱＶ	142105	ＢＲＩＬＬＩＡＮＴ ＡＤＶＡＮＣＥ	7. 6.10
ＪＨ3380	134428	第二藤成丸	7. 6.10

○国土交通省告示第七百九十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年七月十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5825号	膨脹式救命いかだ	ＦＲＮ－ＳＮ－６Ｊ型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5826号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－10Ｊ型	〃	〃
第5827号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－15Ｊ型	〃	〃
第5828号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－20Ｊ型	〃	〃
第5829号	〃	ＦＲＮ－ＳＮ－25Ｊ型	〃	〃

ＪＭ6631	136839	翔鶴	7. 6.10
ＪＪ3672	129258	第五昭栄丸	7. 6.12
ＪＧ5609	136961	泉翔	7. 6.17
ＪＫ4720	129623	フェリーロザリオ	7. 6.17
ＪＫ5492	134756	第三大共丸	7. 6.18
ＪＭ6604	136823	明山丸	7. 6.18
ＪＧ5257	134005	第七まこと丸	7. 6.20
ＪＧ5427	135211	ひなぎく	7. 6.23
７ＫＬＸ	144282	ＱＵＥＥＮ ＢＥＴＬＥ	7. 6.24
ＪＨ3465	135665	マリック	7. 6.24
ＪＧ5150	133722	第五青峰山丸	7. 6.30
ＪＫ4813	125849	第二十五都丸	7. 6.30

○国土交通省告示第七百九十三号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

令和七年八月六日

国土交通大臣　中野　洋昌

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
Ａ241310033	平成6. 8. 5	132190	第151勝運丸
Ａ05111206	17. 11. 30	133289	第八十八欣栄丸
Ａ131013009	25. 6. 20	128556	第五慶翔丸
Ａ231311072	令和5. 8. 3	141061	栄進丸

○関東地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
渋川市中村字久保田一二九番五から同市白井字北中道二三八四番一まで	前	Ａ　二〇・二七～一七・四二～一六・〇九～	一一四・六五メートル	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ　一七・四二～一六・〇九～	三六・〇六メートル	
		Ｃ　一六・〇九～	一〇九・一〇	
	後	Ａ　二〇・二七～一七・四二～一六・〇九～	一一四・六五メートル	
		Ｂ　一七・四二～一六・〇九～	三六・〇六メートル	
		Ｃ　一六・〇九～	一〇九・一〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	渋川市金井字戸神一四七二番二七から同市金井字逆川一五一八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月六日

○関東地方整備局告示第百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号七の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○関東地方整備局告示第百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

令和七年八月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

別表の指定番号十二の項指定をした日欄中「令和二年七月三十日」を「令和七年七月三十日」に、指定の有効期間欄中「令和二年七月三十日から五年間」を「指定をした日から五年間」に改める。

○近畿地方整備局告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年八月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業三・四・二百十一―十号茨木寝屋川線

三　事業施行期間　自令和七年八月六日至令和二十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府茨木市大住町、戸伏町、末広町、中村町及び寺田町地内

使用の部分　大阪府茨木市戸伏町地内